

四半期報告書

(第12期第2四半期)

自 平成22年11月1日
至 平成23年1月31日

株式会社ビットアイル

東京都港区東新橋一丁目9番2号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	2

第2 事業の状況

1	生産、受注及び販売の状況	3
2	事業等のリスク	3
3	経営上の重要な契約等	3
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3	設備の状況	6
----	-------------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1)	株式の総数等	6
(2)	新株予約権等の状況	7
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	32
(4)	ライツプランの内容	32
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	32
(6)	大株主の状況	32
(7)	議決権の状況	33

2	株価の推移	33
---	-------------	----

3	役員の状況	33
---	-------------	----

第5	経理の状況	34
----	-------------	----

1 四半期連結財務諸表

(1)	四半期連結貸借対照表	35
(2)	四半期連結損益計算書	37
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	39

2	その他	49
---	-----------	----

第二部	提出会社の保証会社等の情報	50
-----	---------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月14日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期（自平成22年11月1日至平成23年1月31日）
【会社名】	株式会社ビットアイル
【英訳名】	Bit-isle Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 寺田 航平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼社長室長 深井 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼社長室長 深井 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第2四半期 連結累計期間	第12期 第2四半期 連結累計期間	第11期 第2四半期 連結会計期間	第12期 第2四半期 連結会計期間	第11期
会計期間	自平成21年 8月1日 至平成22年 1月31日	自平成22年 8月1日 至平成23年 1月31日	自平成21年 11月1日 至平成22年 1月31日	自平成22年 11月1日 至平成23年 1月31日	自平成21年 8月1日 至平成22年 7月31日
売上高（千円）	4,693,128	5,636,372	2,431,039	2,864,172	9,731,254
経常利益（千円）	446,855	810,955	246,417	476,624	1,070,975
四半期（当期）純利益（千円）	243,041	439,354	126,119	249,679	628,373
純資産額（千円）	—	—	5,836,762	6,634,850	6,323,929
総資産額（千円）	—	—	25,681,241	29,245,739	26,828,004
1株当たり純資産額（円）	—	—	35,197.18	39,725.82	38,016.49
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	1,471.71	2,680.54	765.69	1,521.96	3,824.24
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	1,459.95	2,635.57	760.48	1,494.14	3,778.32
自己資本比率（％）	—	—	22.4	22.3	23.2
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	2,236,644	1,702,446	—	—	3,988,213
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△298,151	△442,533	—	—	△504,843
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△1,076,250	△1,054,233	—	—	△2,366,533
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	4,110,149	4,570,422	4,364,743
従業員数（人）	—	—	158	280	187

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) サイトロック㈱	川崎市 幸区	10,000	情報通信ネットワークシス テムの遠隔監視サービス	100.0	役員の兼任3名

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年1月31日現在

従業員数（人）	280
---------	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数が当第2四半期連結会計期間において95人増加しましたのは、主として子会社であるサイトロック株式会社の新規連結及び業務拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年1月31日現在

従業員数（人）	106
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当社グループは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであります。従来どおり販売サービス別に示しております。

当第2四半期連結会計期間における販売実績を販売サービス別に示すと、次のとおりであります。

販売サービスの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	
	金額(千円)	前年同四半期比(%)
iDCサービス	2,128,984	111.1
マネージドサービス	508,184	138.3
ソリューションサービス	227,002	153.9
合計	2,864,172	117.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
グリーン株式会社	255,897	10.5	353,428	12.3
株式会社ブロードバンドタワー	292,502	12.0	—	—

(注) 株式会社ブロードバンドタワーの当第2四半期連結会計期間の数値につきましては、連結売上高の100分の10未満だったため、記載していません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国市場における需要拡大や国内の経済対策効果等により一部で回復の動きが見られたものの、円高の進行や海外景気の下振れ懸念、厳しい雇用情勢等を背景に先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、国内ITアウトソーシングサービス市場に関しましては、平成21年に2兆6,399億円であった市場規模がその後4年間年平均成長率4.5%で推移し、平成25年には3兆1,304億円となることが見込まれております(矢野経済研究所)。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。また、当社グループの中核サービスであるiDCサービスと相関性の高いデータセン

ター市場に関しましては、平成21年に8,158億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS等新たなサービス需要の高まり等により今後4年間は平均成長率13%で推移し、平成25年には1兆3,213億円となることが見込まれております（IDC Japan）。

このような環境の下、当社グループは当第2四半期連結会計期間も引き続きiDCサービスの販売を進めることによりデータセンターの稼働率を高めるとともに、レンタルサービスを中心としたマネージドサービスやシステムインテグレーションサービス等のソリューションサービスの強化に努めました。また、マネージドサービス分野におけるサービス提供基盤の強化を図るため、平成22年12月27日付でサイトロック株式会社を連結子会社とする等、将来の事業展開に備えた投資を行いました。平成21年2月に開設した文京データセンターの黒字幅が四半期ベースで着実に増加する等、iDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスがいずれも順調に推移した結果、売上高は2,864百万円（前年同期比17.8%増加）、営業利益550百万円（前年同期比74.9%増加）、経常利益476百万円（前年同期比93.4%増加）となり、四半期純利益は249百万円（前年同期比98.0%増加）となりました。

サービス別の状況は次のとおりであります。

iDCサービスにおきましては、堅調な市場環境に 대응できる拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化した結果、当第2四半期連結会計期間末において稼働ラック数は3,491ラック（前年同期比9.1%増加）となり、売上高、顧客数ともに着実な積み上げを達成することができました。その結果、iDCサービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は2,128百万円（前年同期比11.1%増加）となりました。

マネージドサービスにおきましては、サービスラインナップの継続的な強化に加え、レンタルサービスの販売が増加したこと等により、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。その結果、マネージドサービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は508百万円（前年同期比38.3%増加）となりました。

ソリューションサービスにおきましては、第1四半期連結会計期間に引き続き100%子会社株式会社ビットサーフにおけるグループ外向けの人材サービス提供機能の強化・拡充に加え、子会社株式会社テラスにおける動画配信プラットフォームやホスティングといったサーバインテグレーションのサービスラインナップの強化を実施した結果、ソリューションサービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は227百万円（前年同期比53.9%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は29,245百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,417百万円増加しました。これはデータセンター等の設備投資による有形固定資産の増加2,737百万円、データセンター建物、設備等の減価償却による減少1,144百万円及び連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得によるのれんの増加110百万円等が主な要因であります。

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べ2,106百万円増加し22,610百万円となりました。これは借入金残高の減少493百万円及び未払金の増加2,666百万円等が主な要因であります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ310百万円増加し6,634百万円となりました。これは剰余金の配当163百万円及び四半期純利益439百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は22.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ216百万円増加し、4,570百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、1,057百万円（前年同期は1,515百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益428百万円、減価償却費622百万円等の要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、240百万円（前年同期は78百万円の使用）となりました。これはデータセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出87百万円、データセンター等の設備を一部リース会社に売却した際の有形固定資産の売却による収入54百万円及び連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出170百万円等の要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、600百万円（前年同期は646百万円の使用）となりました。これは主に、借入金の返済による支出370百万円、リース債務の返済による支出216百万円及び配当金の支払25百万円等の要因によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	545,000
計	545,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年3月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	168,485	168,490	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用していません。
計	168,485	168,490	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成16年5月18日）（第1回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	400（注）1，5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000（注）2，5
新株予約権の行使期間	平成18年5月19日から 平成26年5月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000（注）5 資本組入額 10,000（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
- ②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑤その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ②新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年3月9日）（第3回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	259
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,590（注）1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2, 5
新株予約権の行使期間	平成19年3月10日から 平成27年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
- ②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑤その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ②新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年10月25日）（第4回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1，5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，5
新株予約権の行使期間	平成19年10月26日から 平成27年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
- ②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑤その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ②新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成18年10月26日）（第5回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	349
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,745（注）1,6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	116,963（注）2,6
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 116,963（注）6 資本組入額 58,482（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成18年10月26日）（第6回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	56
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	280（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	65,271（注）2, 6
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 65,271（注）6 資本組入額 32,636（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Aプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	165
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	165（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Bプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	235
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	235（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成50年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- ②上記①にかかわらず新株予約権者が平成50年11月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成50年11月25日から平成50年12月24日までの間に限り新株予約権を行使できる。
- ③後記3①に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④本新株予約権者は、本新株予約権付与時より新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ⑤本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

⑥新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑦新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

⑧新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑨その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Cプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	535
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	535（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	71,016（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 71,016 資本組入額 35,508
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③平成20年12月25日から平成22年12月24日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）（第8回新株予約権 Aプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	118
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	118（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）（第8回新株予約権 Bプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	280
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	280（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年2月18日から 平成52年2月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。
- ②上記①にかかわらず新株予約権者が平成52年1月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年1月18日から平成52年2月17日までの間に限り新株予約権を行使できる。
- ③後記3①に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④本新株予約権者が平成25年1月31日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。
- ⑤新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ⑥新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑦新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑧その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）（第8回新株予約権 Cプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	692
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	692（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,213（注）2
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,213 資本組入額 31,107
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③平成22年2月18日から平成24年2月17日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年12月21日）（第9回新株予約権 Aプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	169
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	169（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成25年1月8日から 平成33年1月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③平成25年1月8日から平成33年1月7日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めた場合、当社は当該取得する日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得する日において新株予約権を無償で取得できるものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年12月21日）（第9回新株予約権 Bプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成23年1月8日から 平成53年1月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。
- ②上記①にかかわらず新株予約権者が平成52年12月7日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年12月8日から平成53年1月7日までの間に限り新株予約権を行使できる。
- ③後記3①に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④本新株予約権者が平成25年1月31日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。
- ⑤新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ⑥新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑦新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑧その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年12月21日）（第9回新株予約権 Cプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	854
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	854（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	103,320（注）2
新株予約権の行使期間	平成25年1月8日から 平成33年1月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 103,320 資本組入額 51,660
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③平成23年1月8日から平成25年1月7日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年11月1日～ 平成23年1月31日 (注)	10	168,485	432	2,724,969	432	1,660,030

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成23年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川2丁目6-10	33,600	19.94
寺田 航平	東京都品川区	28,600	16.97
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南2丁目17-1	16,800	9.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	12,644	7.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,872	7.04
寺田 保信	東京都世田谷区	9,335	5.54
NORTHERN TRUST CO A VFC RE NORTHERN TRU ST GUERNSEY NON TRE ATY CLIENTS	50 BANK STREET CANAR Y WHARF LONDON E14 S NT, UK	4,076	2.41
天野 信之	東京都大田区	2,780	1.64
山崎 栄二	東京都世田谷区	2,720	1.61
清田 卓生	神奈川県藤沢市	2,405	1.42
計	—	124,832	74.09

(注) 上記のほか、自己株式が4,422株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 4,422	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 164,063	164,063	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	168,485	—	—
総株主の議決権	—	164,063	—

② 【自己株式等】

平成23年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ビットアイル	東京都港区東新橋1丁目 9-2	4,422	—	4,422	2.62
計	—	4,422	—	4,422	2.62

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月
最高 (円)	84,700	82,200	83,800	87,900	111,600	114,700
最低 (円)	73,500	73,300	74,600	68,800	80,100	98,200

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ (スタンダード) におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年1月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年11月1日から平成23年1月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年8月1日から平成23年1月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年11月1日から平成23年1月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年8月1日から平成23年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,870,930	4,364,743
売掛金	515,655	355,858
有価証券	1,699,492	—
その他	659,562	364,014
貸倒引当金	△12,688	△13,741
流動資産合計	5,732,952	5,070,874
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	15,335,170	14,701,976
工具、器具及び備品（純額）	1,255,183	1,050,184
リース資産（純額）	3,211,259	3,268,300
建設仮勘定	877,539	165,321
その他（純額）	197,960	98,220
有形固定資産合計	* 20,877,113	* 19,284,003
無形固定資産		
のれん	186,673	75,759
その他	299,260	302,270
無形固定資産合計	485,933	378,029
投資その他の資産		
投資有価証券	292,006	215,526
その他	1,939,356	1,970,621
貸倒引当金	△81,623	△91,051
投資その他の資産合計	2,149,738	2,095,096
固定資産合計	23,512,786	21,757,129
資産合計	29,245,739	26,828,004

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年7月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	210,000	230,000
1年内返済予定の長期借入金	5,874,140	2,671,840
リース債務	894,437	794,587
未払金	3,224,385	587,100
未払法人税等	336,400	256,729
賞与引当金	76,797	63,708
前受金	873,259	966,877
その他	147,182	137,649
流動負債合計	11,636,602	5,708,494
固定負債		
長期借入金	8,622,130	12,297,850
リース債務	2,352,156	2,497,730
固定負債合計	10,974,286	14,795,580
負債合計	22,610,888	20,504,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,724,969	2,723,946
資本剰余金	1,660,030	1,659,007
利益剰余金	2,463,519	2,195,595
自己株式	△330,980	△354,184
株主資本合計	6,517,537	6,224,365
新株予約権	115,638	98,533
少数株主持分	1,674	1,030
純資産合計	6,634,850	6,323,929
負債純資産合計	29,245,739	26,828,004

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年1月31日)
売上高	4,693,128	5,636,372
売上原価	3,562,452	4,047,066
売上総利益	1,130,675	1,589,306
販売費及び一般管理費	*1 530,611	*1 628,294
営業利益	600,063	961,011
営業外収益		
受取利息	9,123	8,089
還付加算金	7,027	—
その他	281	1,635
営業外収益合計	16,432	9,724
営業外費用		
支払利息	161,959	159,771
持分法による投資損失	7,681	—
その他	—	8
営業外費用合計	169,640	159,780
経常利益	446,855	810,955
特別損失		
固定資産除却損	2,370	48,366
投資有価証券評価損	20,000	—
投資有価証券売却損	4,471	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,087
特別損失合計	26,842	50,453
税金等調整前四半期純利益	420,013	760,501
法人税等	*2 177,011	*2 320,502
少数株主損益調整前四半期純利益	—	439,998
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△40	643
四半期純利益	243,041	439,354

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
売上高	2,431,039	2,864,172
売上原価	1,850,734	2,001,701
売上総利益	580,305	862,470
販売費及び一般管理費	※1 265,282	※1 311,512
営業利益	315,022	550,958
営業外収益		
受取利息	4,329	3,813
持分法による投資利益	1,991	—
還付加算金	7,027	—
その他	188	594
営業外収益合計	13,537	4,408
営業外費用		
支払利息	82,143	78,741
営業外費用合計	82,143	78,741
経常利益	246,417	476,624
特別損失		
固定資産除却損	2,370	48,366
投資有価証券評価損	20,000	—
投資有価証券売却損	4,471	—
特別損失合計	26,842	48,366
税金等調整前四半期純利益	219,575	428,258
法人税等	※2 93,397	※2 178,033
少数株主損益調整前四半期純利益	—	250,224
少数株主利益	58	545
四半期純利益	126,119	249,679

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	420,013	760,501
減価償却費	947,378	1,216,390
のれん償却額	2,369	9,654
株式報酬費用	8,992	17,490
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	13,902	△11,217
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,054	13,088
受取利息	△9,123	△8,089
支払利息	161,959	159,771
持分法による投資損益 (△は益)	7,681	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	4,471	—
固定資産除却損	2,370	48,366
投資有価証券評価損益 (△は益)	20,000	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△75,802	△94,368
前受金の増減額 (△は減少)	—	△99,670
未収消費税等の増減額 (△は増加)	508,918	—
未払金の増減額 (△は減少)	77,333	△14,380
その他	321,440	110,230
小計	2,405,851	2,107,767
利息及び配当金の受取額	1,249	555
利息の支払額	△166,000	△160,813
法人税等の支払額	△4,455	△245,063
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,236,644	1,702,446
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,153,416	△273,044
有形固定資産の売却による収入	852,463	115,955
無形固定資産の取得による支出	△43,999	△30,205
投資有価証券の取得による支出	—	△46,480
投資有価証券の売却による収入	39,211	—
関係会社株式の取得による支出	—	△30,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △170,194
事業譲受による支出	—	△9,780
貸付金の回収による収入	2,350	90
差入保証金の差入による支出	—	△500
差入保証金の回収による収入	—	1,742
その他	5,239	△115
投資活動によるキャッシュ・フロー	△298,151	△442,533

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年1月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△2,020,000	△20,000
長期借入れによる収入	2,300,000	500,000
長期借入金の返済による支出	△923,420	△973,420
株式の発行による収入	12,000	1,660
自己株式の処分による収入	—	15,500
自己株式の取得による支出	△147,818	—
配当金の支払額	△98,750	△160,164
リース債務の返済による支出	△198,262	△417,809
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,076,250	△1,054,233
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	862,242	205,679
現金及び現金同等物の期首残高	3,247,907	4,364,743
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 4,110,149	*1 4,570,422

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年1月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 平成22年12月27日付けでサイトロック株式会社の全株式を取得したため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を当第2四半期連結会計期間末としているため、当第2四半期連結会計期間は貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 3社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第2四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年1月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 前第2四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「還付加算金」(当第2四半期連結累計期間は25千円)は、営業外収益の総額の100分の20以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第2四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「前受金の増減額(△は減少)」は金額的重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「前受金の増減額(△は減少)」は221,506千円であります。</p> <p>前第2四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「差入保証金の差入による支出」及び「差入保証金の回収による収入」は、今後、継続的に発生することが見込まれるため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第2四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「差入保証金の差入による支出」は△220千円、「差入保証金の回収による収入」は5,459千円であります。</p>

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年11月1日
至 平成23年1月31日)

(四半期連結貸借対照表)

前第2四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、金額的重要性が増したため、当第2四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第2四半期連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「前受金」は793,443千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年1月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)	前連結会計年度末 (平成22年7月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、6,066,266千円です。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、4,922,185千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年1月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 163,425千円 賞与引当金繰入額 23,574千円 貸倒引当金繰入額 8,739千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 201,371千円 賞与引当金繰入額 38,024千円
※2 税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	※2 同左

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 79,546千円 賞与引当金繰入額 14,090千円 貸倒引当金繰入額 5,600千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 100,814千円 賞与引当金繰入額 19,232千円
※2 税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	※2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年1月31日)														
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年1月31日現在) (千円)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年1月31日現在) (千円)														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,110,149</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,110,149</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,110,149	現金及び現金同等物	4,110,149	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,870,930</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">1,699,492</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,570,422</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,870,930	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	1,699,492	現金及び現金同等物	4,570,422				
現金及び預金勘定	4,110,149														
現金及び現金同等物	4,110,149														
現金及び預金勘定	2,870,930														
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	1,699,492														
現金及び現金同等物	4,570,422														
—	※2 株式の取得により、新たにサイトロック株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社株式取得のための支出との関係は次のとおりであります。 (千円)														
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">822,028</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">39,541</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">111,052</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△62,622</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">910,000</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△739,805</td> </tr> <tr> <td>株式取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">170,194</td> </tr> </table>	流動資産	822,028	固定資産	39,541	のれん	111,052	流動負債	△62,622	株式の取得価額	910,000	現金及び現金同等物	△739,805	株式取得のための支出	170,194
流動資産	822,028														
固定資産	39,541														
のれん	111,052														
流動負債	△62,622														
株式の取得価額	910,000														
現金及び現金同等物	△739,805														
株式取得のための支出	170,194														

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年1月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年8月1日至平成23年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 168,485株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,422株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 115,638千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月25日 定時株主総会	普通株式	163,728	1,000	平成22年7月31日	平成22年10月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年11月1日 至平成22年1月31日）

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年8月1日 至平成22年1月31日）

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年11月1日 至平成22年1月31日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年8月1日 至平成22年1月31日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年11月1日 至平成22年1月31日）

海外売上高がないため、記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年8月1日 至平成22年1月31日）

海外売上高がないため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成22年11月1日 至平成23年1月31日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成22年8月1日 至平成23年1月31日）

当社グループは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成23年1月31日）

著しい変動がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成23年1月31日）

著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成23年1月31日）

当社グループは、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間（自平成22年11月1日 至平成23年1月31日）

1. ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	1,657千円
販売費及び一般管理費	7,557千円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

第9回新株予約権 Aプラン	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 169株
付与日	平成23年1月7日
権利確定条件	付与時より権利確定時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成23年1月7日 至平成25年1月7日
権利行使期間	自平成25年1月8日 至平成33年1月7日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	69,466

第9回新株予約権 Bプラン	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 300株
付与日	平成23年1月7日
権利確定条件	権利は付与時に確定する。ただし、平成25年12月31日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自平成23年1月8日 至平成53年1月7日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	85,511

第9回新株予約権 Cプラン	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 109名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 854株
付与日	平成23年1月7日
権利確定条件	付与時より権利確定時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成23年1月7日 至平成25年1月7日
権利行使期間	自平成25年1月8日 至平成33年1月7日
権利行使価格(円)	103,320
付与日における公正な評価単価(円)	45,449

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年11月1日至平成23年1月31日)

取得による企業結合

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 サイトロック株式会社

事業の内容 情報通信ネットワークシステムの遠隔監視サービス

- (2) 企業結合を行った主な理由

マネージドサービス分野におけるサービス提供基盤の強化を図るとともに、当社のマネージドサービスとのシナジー効果の発揮により、より強固な収益基盤の構築を図るため。

- (3) 企業結合日

平成22年12月27日

- (4) 企業結合の法的形式

株式取得

- (5) 結合後企業の名称

サイトロック株式会社

- (6) 取得した議決権比率

100%

- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

サイトロック株式会社は平成8年設立のマネージドサービス業界の老舗で、多数の優良顧客を有しており、独自開発の監視システムを活用した顧客サーバのリモート監視からシステム運用のフルアウトソーシング、運用技術の提供にいたるまでの幅広いサービスを展開しており、当社のマネージドサービスとのシナジー効果が発揮されると判断したため。

2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を当第2四半期連結会計期間末としているため、四半期連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	900,000千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	10,000千円
取得原価		910,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん金額

111,052千円

- (2) 発生原因

今後期待される将来の超過収益力によるものであります。

- (3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

5. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該影響額につきましては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年1月31日)

資産除去債務は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

なお、以下の通り、データセンター建物及び用地(以下「データセンター」という)に関する資産除去債務につきましては資産除去債務を計上しておりません。

データセンターの賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る債務

データセンターにおいては、契約期間が終了し返却する際の原状回復に係る債務を有しておりますが、当該データセンターについては実質的に再契約等により継続使用することが可能であり、履行時期が不明確であります。また、事業戦略上も、事業を継続する状況であり、当該債務の履行を想定しておらず、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年11月1日至平成23年1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)		前連結会計年度末 (平成22年7月31日)	
1株当たり純資産額	39,725.82円	1株当たり純資産額	38,016.49円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年1月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,471.71円	1株当たり四半期純利益金額	2,680.54円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,459.95円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,635.57円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	243,041	439,354
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	243,041	439,354
普通株式の期中平均株式数(株)	165,142	163,905
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,330	2,797
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権 (新株予約権320株)	—

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	765.69 円	1株当たり四半期純利益金額	1,521.96 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	760.48 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,494.14 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	126,119	249,679
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	126,119	249,679
普通株式の期中平均株式数(株)	164,711	164,050
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,129	3,055
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権 (新株予約権320株)	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)

著しい変動がないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年3月1日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成22年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年3月4日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成23年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年8月1日から平成23年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成23年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。